

# 12月NEWS

## 1. 制度情報

今年も年末調整の時期がやってきました。

すでにお知らせしたとおり、平成29年度税制改正において配偶者控除及び配偶者特別控除の改正が行われました。

この改正に伴い、年末調整を行う際に記入する「平成30年分 給与所得者の扶養控除(異動) 申告書」の様式及び記入方法が変更されていますので、ご紹介します。

### 【平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書】

**平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書**

所屬税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 年 月 日	あなたの住所(市区町村) 区 町 丁目 番 号
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所(郵便番号) ー ー ー ー ー ー	配偶者の有無 有・無
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所(郵便番号) ー ー ー ー ー ー	配偶者の有無 有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者(控除対象配偶者)と同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	フリガナ	個人番号	氏名	あなたの住所	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	1		妻 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1980.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
	2		妻 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1980.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
	3		妻 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1980.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
	4		妻 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1980.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	区分	個人番号	氏名	あなたの住所	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1	障害者		妻 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1980.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
2	寡婦		妻 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1980.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
3	寡夫		妻 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1980.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
4	勤労学生		妻 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1980.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円

○扶養親族に関する事項

16歳未満の扶養親族(※15.1.2以後生)	フリガナ	個人番号	氏名	あなたの住所	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1			子 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1990.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
2			子 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1990.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円
3			子 太郎 子	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	1990.01.01	〒111-1111 東京都千代田区千代田1-1-1	円

○16歳未満の扶養親族(※) 是は、地方自治法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第31条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を指しています。

変更点は丸で囲んだ2箇所となります。

- A 源泉控除対象配偶者(変更前: 控除対象配偶者)
  - C 同一生計配偶者(変更前: 控除対象配偶者)
- 記載方法の詳細については後述します。

## 2. 改正内容のおさらい

### (1) 源泉控除対象配偶者とは

従来、控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするものの

うち、合計所得金額が 38 万円以下である者とされていました。つまり、居住者と生計を一にする配偶者が所得金額要件（合計所得金額が 38 万円以下）を満たせば、控除対象配偶者として居住者の所得金額の多寡にかかわらず、配偶者控除額 38 万円を控除することができることとされていました。

平成 29 年度税制改正により、控除対象配偶者とは、従来の控除対象配偶者のうち合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者をいうこととされ、控除対象配偶者の定義が改正されました。そして、従来の控除対象配偶者は、同一生計配偶者として新たに定義されました。

各定義をまとめますと、下記のとおりとなります。

太線で囲んだ部分が同一生計配偶者であり、そのうち網掛け部分が控除対象配偶者となります。

配偶者の合計 所得金額	居住者の合計所得金額に応じた控除額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
38万円以下	38万円	26万円	13万円	0円

## (2) 配偶者特別控除の改正

改正前においては配偶者の合計所得金額が 38 万円超～76 万円未満である場合には、段階的に配偶者特別控除を適用できることとされていましたが、改正後においては、配偶者の合計所得金額が 123 万円以下であれば、段階的に配偶者特別控除を適用することができることとされ、緩和が図られました。

なお、居住者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には配偶者特別控除の適用ができないことは従前どおりです。

## 3. 記載方法について

			給与所得者本人の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額（見積額）	38万円以下	記載要否	○	×	×	×
		(H29年分以前)	(○)	(○)	(○)	(○)
		控除額 (老人控除)	38万円 (48万円)	26万円 (32万円)	13万円 (16万円)	0円 (0円)
	38万円超 85万円以下	記載要否	○	×	×	×
		(H29年分以前)	(×)	(×)	(×)	(×)
		控除額 (老人控除)	38万円	26万円	13万円	0円
	85万円超 123万円以下	記載要否	×	×	×	×
		(H29年分以前)	(×)	(×)	(×)	(×)
		控除額 (老人控除)	3万円～36万円	2万円～24万円	1万円～12万円	0円

平成 29 年度税制改正を踏まえた記載方法は図表のとおりです。

太枠で囲んだ部分が平成 29 年分と平成 30 年分とで記載方法が異なる点となります。

今回は配偶者控除及び配偶者特別控除の改正内容に関するおさらいと、扶養控除等申告書への記載要領についてご紹介しました。

## 4. 12 月の主な税務

12 月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
12 月	給与所得の年末調整 調整の時期・・・本年最後の給与の支払いをするとき
12 月 11 日	11 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1 月 4 日	10 月決算法人の確定申告
1 月 4 日	1 月、4 月、7 月、10 月の決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1 月 4 日	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
1 月 4 日	4 月決算法人の中間申告
1 月 4 日	消費税の年税額が 400 万円超の 1 月、4 月、7 月決算法人の 3 月ごとの中間申告
1 月 4 日	消費税の年税額が 4,800 万円超の 9 月、10 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告

### (3) スタッフの一言

最近では寒暖の差が激しい日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年も残すところ 1 か月となり、慌ただしい日が続くかと思いますが、風邪予防を怠らず、元気に新年を迎えられるよう体調管理には留意していきたいと思っております。

担当 内田